

# 寄付・遺贈をお考えなら

名古屋市  
福祉基金

なごや  
よりどころ  
サポート事業

名古屋市  
社会福祉協議会

## あなたのご寄付が 大きな幸せに変わります



社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

# 名古屋市社会福祉協議会へ寄付すると

福祉に関わる様々な事業を行う本会の運営や  
制度のはざまから生まれる新たな事業を行うために、  
皆さまのご寄付が使われます。

## 本会が取り組む様々な事業

- 地域の困りごとを把握し  
生活支援へ



▲見守り活動の事例検討会

- 見守り体制の充実、  
仕組みづくり



▲つながりを支える配食サービス

- 高齢者、障害者、子育て世帯、  
外国人市民等の交流



▲地域のふれあい・交流まつり

## つながり支えあう 地域をつくる

- 福祉の相談窓口や  
公的サービス  
利用促進、連携



▲総合相談（福祉なんでも相談窓口）

- 生活困窮者への自立支援、  
住まいの確保相談



▲市民後見人候補者バンクの皆さん

- 在宅福祉サービスの  
実施



▲介護職員初任者研修の様子

一人ひとりの  
「暮らし」を支える  
仕組みをつくる



地域で  
活躍する多様な  
支え手を育む



- 災害ボランティアの活動支援  
被災地への職員派遣



▲岩手県大槌町への職員派遣・  
ボランティアバスの運行

- 福祉教育、人材育成、  
実習生の受入



▲小学校での車いす体験学習

- 広報啓発、調査・研究、  
地域福祉に関する計画の策定



▲「つながり・支えあおう地域福祉のすすめ」の開催

※市内16区の社会福祉協議会とも連携して事業を行っています

## 制度のはざまから生まれた新たな事業

### ～地域における公益的な取り組み～

社会福祉協議会としての高い公益性をかんがみ、  
地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、制度のはざまに  
ある問題から生まれた柔軟かつ先駆的・開拓的な  
新しい事業の開発にも取り組んでいます。

- 法人後見事業

継続的で多様な連携に基づく後見業務を行います

- なごやかエンディングサポート事業

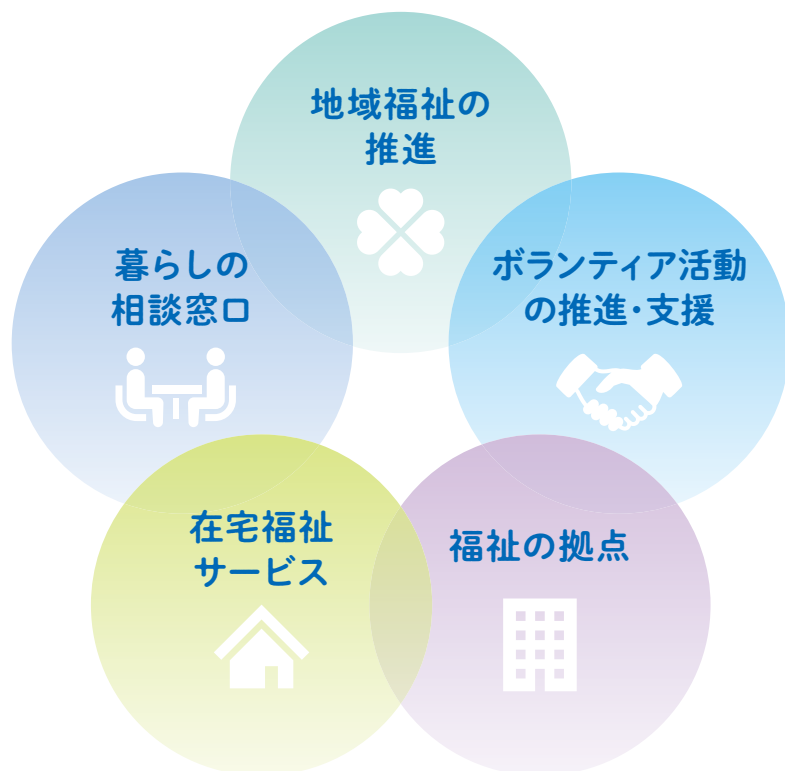
身寄りのない方が亡くなった後の死後事務を行います



# 名古屋市社会福祉協議会とは

名古屋市社会福祉協議会は、地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉の推進やボランティア活動の推進・支援、生活の困りごとに対応する暮らしの相談窓口、児童館・福祉会館などの福祉の拠点の運営、訪問介護・デイサービスなどの在宅サービスを提供し、だれもが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めています。

名古屋市社協HP



「な～や」

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会



## ご寄付いただいた皆さまへ

一定額以上のご寄付をいただいた皆さまへ、感謝の気持ちを込めて本会キャラクター「な～や」をデザインしたオリジナルグッズを返礼品としてお届けいたします（返礼品は寄付の対価ではなく、感謝のしるしとしてお送りするものです）。

### 寄付メニュー

- 名古屋市福祉基金
- 本会活動全般への寄付
- 市社協サポーター（賛助会員）

### 寄付金額

3,000円以上（任意）

※返礼品は、1件の寄付につき1点の贈呈とさせていただきます。



# 遺言による寄付(遺贈)をお考えの方へ

あなたの人生に込められた想いが、  
遺贈を通じて名古屋の誰かの支えとなり、  
未来へやさしく受け継がれていきます。

## 「遺贈」とは

「遺贈」とは、遺言書をつくり、特定の個人や団体に遺言者の財産を無償で譲ることです。  
一部またはすべての財産の受取人として、「名古屋市社会福祉協議会」や「名古屋市福祉基金」を指定することにより、名古屋市の地域福祉の推進、子育て支援に遺産を役立てることができます。  
寄付金は、確定申告によって、租税特別措置法(第70条)の規定に基づき相続税が非課税となる優遇措置があります。

## 遺贈による寄付の方法

### ● 遺言書について

ご本人の思いをかなえるためにも遺言書をご用意ください。  
遺言書には、2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」と遺言者が遺言内容の全文、作成日、氏名を自筆で書き、捺印した「自筆証書遺言」等があります。遺贈先には「名古屋市社会福祉協議会」や「名古屋市福祉基金」とお書きください。  
遺言書の作成、保管は専門家・専門機関(弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、公証人、信託銀行など)のアドバイスを受けられることをお勧めします。

### ● 遺言執行者について

財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きをする方が必要となります。遺言書の中で遺言執行者を指定なさるようにお勧めしております。遺言執行者には専門家・専門機関を選ばれる方が多いようです。

### ● 遺留分について

遺言書の内容に関わらず、民法により一定の相続人には最低限の遺産取得を保証する「遺留分制度」があります。この遺留分をもつ人を遺留分権利者といいます。遺留分権利者の遺留分についてご理解いただき、配分については慎重にご検討ください。

#### 参考

相続人が配偶者のみの場合：配偶者に1/2 ・ 相続人が子のみの場合：子に1/2  
相続人が配偶者及び子の場合：配偶者に1/4子に1/4  
相続人が父母のみの場合：父母に1/3  
相続人が配偶者及び父母の場合：配偶者に1/3父母に1/6  
※兄弟姉妹には遺留分がありません。

### ● 遺言執行について

ご逝去の報告により遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。本会は遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく遺贈を受領します。  
受領後は、確定申告に必要な領収書を発行いたしますので、大切に保管ください。

### ● その他

不動産や有価証券など現金以外のご寄付についても、遺贈を検討されているご本人の思いを実現するため、柔軟に対応いたしますので、ご検討の際には本会までお問い合わせください。

# 名古屋市福祉基金へ寄付すると

あなたの思いが大きく実る  
名古屋市福祉基金(地域福祉推進・子育て支援基金)  
として使われます。

## 名古屋市福祉基金とは？

福祉基金は、地域ぐるみの福祉活動を応援し、ふれあいのある豊かな福祉風土を市民の皆さまとともに作りあげていくことを目的として、昭和56年に名古屋市と名古屋市社会福祉協議会により創設された基金で、名古屋市の地域福祉推進と子育て支援に活用させていただいています。基金の運用にあたっては「福祉基金運営委員会」を設置し適正な運営に努めています。

## 名古屋市福祉基金で行う様々な事業

### 地域ぐるみの福祉活動の応援

市内全小学校区の地域福祉推進協議会による活動を支援

267学区

2,207事業/年 実施 令和6年度実績

地域福祉推進協議会が市内全267小学校区に設置されています。

地域福祉推進協議会が  
行っている  
右記のような事業を  
支援しています。

- ▶ 広報紙の発行 ▶ ふれあい・いきいきサロンの開催
- ▶ ふれあい交流事業(三世代交流事業等)
- ▶ 生活支援サービス(ちょっとした清掃や付添い、小修繕等)
- ▶ 地域支えあいマップづくり ▶ 見守り活動 等

ふれあい  
交流事業▶



生活支援  
サービス▶



### ふれあい給食サービス事業の推進

参加者のべ 92,724人/年

令和6年度実績(延数)

ひとり暮らし高齢者等が食事を介して交流を図るふれあい給食サービス事業を支援しています。

ふれあい給食会▶



### ふれあい・いきいきサロン活動の推進

市内 2,152 か所で開催

令和6年度 市・区社協把握分

住民同士が身近な場所で集まり、みんなで内容を決めて運営していく、楽しい仲間づくりの活動を支援しています。



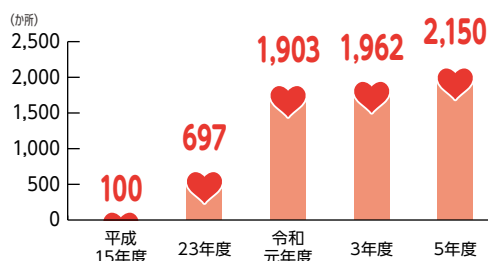
多世代交流サロン▶



高齢者サロン▶

### 市内ふれあい・いきいきサロン開催か所数の推移

※市・区社協が把握している市内のサロン数



## 地域の支え手応援事業

地域の支えあい活動、課題解決活動への参加や立ち上げ等を支援

### 住民の地域活動参加 支援事業

地域の支えあい活動、課題解決活動に参加することを支援しています。

1,070名

平成17年度～令和6年度参加者数



ぼらマッチ!なごや2024▲

### 地域の困りごと解決 応援助成事業

地域の課題解決のための取り組みや事業に必要な経費を3か年に渡り支援します。

123団体

平成18年度～令和6年度助成団体数



助成団体による活動風景▲

### 活動継続応援事業

住民の地域活動参加支援事業参加者の地域活動の参加・実践と、助成事業対象団体が安定した助成事業を実施できるよう支援しています。

相談 43件

研修会交流会 49回

平成17年度～令和6年度実績



助成団体向けの勉強会▲



成果報告会▲

※この事業は、令和元年度まで行われた「地域福祉リーディングモデル事業」の後継事業です。  
※実績は「地域福祉リーディングモデル事業」と合算しています。

## 地域の子ども応援事業

### 子どもの主体的な活動応援事業

### 子どもの居場所づくり事業

### 地域で子ども・

### 子育てを支える人づくり事業

次代を担う子どもたちが地域で他者との交流などを通じ主体性や社会性を身につける事業や子育て支援の新たな担い手を養成する事業を実施する団体に対して助成を行い、その活動を応援しています。

166団体



平成23年度～令和6年度累計



子どもの主体的な活動応援事業▲  
なかがわドリームタウン2025の様子



子どもの居場所づくり事業▲  
魔法の駄菓子屋さんの様子

### はばたき サポート事業

290件

平成24年度～令和6年度累計

名古屋市内の児童養護施設等で暮らしている方に、就職・進学の際の自動車運転免許取得費用またはアパート入居費用の一部を助成することで、新たなはばたきを応援しています。



運転免許を取得した若者▲

### おもちゃ図書館の 運営

1,060人/年利用

令和6年度実績

すべての子ども、障がい児援助グループ、子育て支援グループ等に楽しいおもちゃや絵本の無料貸出しを行っています。



おもちゃ図書館の様子▲

# なごや・よりどころサポート事業へ寄付すると

皆さまからのご寄付と社会福祉法人による拠出金をもとに、  
社会的孤立や虐待・貧困などを原因として  
生きづらさを感じている人たちに向けた事業を行っています。

## なごや・よりどころサポート事業とは？

～社会福祉法人が地域の“よりどころ”となることを目指して～

本会の会員である社会福祉施設等により構成される社会福祉施設部会委員会において、市域の社会福祉法人が連携して行うことのできる公益的な取組について検討した結果、誕生しました。約70の社会福祉法人が参加し、運営に協力しています。

こんな事業に  
役立てています

### 居場所・サロンづくり事業

より身近な地域でどこでも相談できる

地域の交流を育み、ちょっとした  
困り事などを気軽に相談できる場と  
して、施設の機能を活かした様々な  
タイプの居場所やサロンを提供し、  
住民が安心して暮らせるように支援  
します。

屋外で行うサロンもあります。▶



### 地域のよりどころ相談窓口事業

より身近な地域でどこでも相談できる

施設や事業所が相談窓口を開設し、住民の身近な場所で困りごとを受  
け止め、必要な支援を行います。



この、のぼりが目印です。▶

## 若者よりそいサポート事業

こどもたちの未来を応援

### ▶ 就学支援

児童養護施設等を出て大学等へ進学する若者に、参加施設から毎月生活資金を手渡しし、面談により生活の様子を聞いたり相談にのったりします。また、幅広い社会経験を積めるよう、参加施設がボランティア活動の場を提供します。

大学を卒業して児童養護施設で働いています。▶



### ▶ 緊急時支援

児童養護施設等を出て進学や就職をする若者が緊急的に困った時、参加施設が生活相談にのり、必要に応じて経済的援助を行うことで、自立を支援します。

## 就労支援事業

ろ うどうへのステップを応援

### ▶ 就労体験支援

就労体験をする人に交通費を支給し通いやすい環境を作ることで、一般就労につながるよう支援します。

### ▶ 中間的就労支援

参加法人が中間的就労の場を提供するとともに、非雇用型の場合は交通費相当額を支給し通いやすい環境をつくることで、一般就労につなげるよう支援します。



▲座ってパソコンに慣れることから、一般就労を目指します。



▲就労体験からパート雇用に。最初は緊張気味でしたが、今は明るい表情です。

### ▶ 一般就労支援


中間的就労や就労体験などの就労支援を得て一般就労をしようとする人で、生活困窮により就職に必要な準備が整わない人に経済的支援をします。

# こんな時に名古屋市の地域福祉に あなたの寄付を役立てませんか？

企業や団体の  
『社会貢献活動』  
～SDGsの一環として～



家族が生前  
お世話になった  
気持ちにかえて



遺言でご自身の  
意思を残す  
『遺贈』として



チャリティーバザーや  
フリーマーケットの  
売り上げを



お祝い事や  
香典返しに  
かえて



コツコツ  
ためていた  
貯金箱のお金を



団体等の  
精算を  
どうしよう…



※福祉基金へのご寄付は「香典返し」にかえてご寄付いただいた場合、本会会長及び名古屋市市長連名の挨拶状(封筒含む)を必要枚数用意させていただきます。  
※福祉基金へのご寄付が10万円以上の場合、希望により名古屋市市長感謝状をお渡しします。  
※ご寄付が7万円以上の場合は寄付の種類を問わず希望により本会会長感謝状をお渡しします。  
※額の多少に関わらずお寄せください。

## 所得税や相続税、法人税の優遇措置が受けられます

### 個人の場合

確定申告によって、所得税法(第78条)の「寄付金控除(所得控除)」または租税特別措置法(第41条)の「税額控除」を受けることができます。名古屋市内在住の方は、個人住民税の「寄付金税額控除」を受けることができます。

※市外在住の方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。  
※一般的には「税額控除」を選択するほうが所得税が少なくなります。

**本会は名古屋市により税額控除団体として指定を受けています**

### 法人の場合

確定申告によって、法人税法(第37条)の規定により、一定の限度内で「損金算入」することができます。

※特定公益増進法人(社会福祉法人)に対する寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で特別損金算入限度額が認められ、限度額が大きくなっています。

### 遺贈の場合

確定申告によって、租税特別措置法(第70条)の規定により相続税の対象としない特例があります。

※不動産や有価証券など現金以外のご寄付についても、遺贈を検討されているご本人の思いを実現するため柔軟に対応いたします。

## 寄付・遺贈をご検討の方は

本会ホームページ「ご寄付について」をご覧ください

名古屋市社会福祉協議会

または 名古屋市社協

で 検索



本会HP



寄付・遺贈に関するお問い合わせは

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 経理企画部

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階

電話 052-911-3192 FAX 052-913-8553

ホームページ <https://www.nagoya-shakyo.jp/>

メール [nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp](mailto:nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp)

